

## 「国立大学図書館間共通閲覧証」の廃止について

「国立大学図書館間共通閲覧証」が廃止されました。

第47回国立大学図書館協議会総会（平成12年6月28～29日開催）において「国立大学図書館間共通閲覧証」の廃止が承認されました。

今後、大学院生は学生証、教職員は身分証明書を使ってください。

従来「国立大学図書館間共通閲覧証」の発行対象であった大学院生の場合は、他の国立大学附属図書館等を訪問利用する際、今後は「国立大学図書館間共通閲覧証」の代わりに、国立大学の大学院生であることを示す学生証を、訪問先の図書館等で提示してください。同様に、教職員は身分証明書を提示してください。

学部学生には、従来どおり紹介状を発行します。

学部学生等、「国立大学図書館間共通閲覧証」の発行対象外であった利用者に対しては、従来どおり事前に利用希望資料、訪問希望日等の問い合わせを当館から訪問先の国立大学附属図書館等へ行ったうえで、紹介状（原則として、訪問当日限り有効）を発行します。

### その他の注意事項

名誉教授等、身分証明書を持たない方については、必要に応じて紹介状を発行します。既に今年度「国立大学図書館間共通閲覧証」の発行を受けた方は、当分の間「国立大学図書館間共通閲覧証」による、他の国立大学附属図書館等の利用も可能です。私立、公立大学の図書館等を利用する場合は、学部生、大学院生、教職員に関わらず、従来どおり事前に利用希望資料、訪問希望日等の問い合わせを当館から訪問先の図書館へ行ったうえで、紹介状を発行します。大学院生、教職員が他の国立大学附属図書館を訪問利用する場合であっても、利用希望資料によっては、当館を経由した事前の問い合わせを要することがあります。大学院生、教職員が他の国立大学附属図書館を訪問利用する場合であっても、分館や部局図書室等の一部には、別途紹介状が必要な場合もあります。

### 問い合わせ先

中央図書館レファレンスデスク TEL: 045-339-3221  
理工学系研究図書館 TEL: 045-339-3230